道路予定区域の占用許可基準

（平成２５年４月１日制定）

１ 占用許可基準

（１）道路予定区域等利用計画との適合

道路予定区域等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。

（２）占用の場所、占用物件の構造等

占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。

（ア）道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。

（イ）柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。

（ウ）道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

（エ）高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

（オ）道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

（カ）占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

（キ）次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不適当であるもの。

（３）占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して適正に定めるものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定することが必要となる場合があることに留意すること。

（４）占用主体

道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができると認められる者であること。

２ 占用許可の条件

占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

（１）道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

（２）道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

（３）必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行うこと。

（４）自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

３ 留意事項

（１）占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。

（２）道路予定区域に占用する駐車施設、広場、公園等については、道路法第３２条第１項第１号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うものとする。また、仮設店舗、仮設展示場等については同項第６号の「その他これらに類する施設」として取り扱うものとする。

（３）駐車施設、広場、公園等の占用の場合における占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、道路法施行令別表中「法第３２条第１項第１号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。